

第4章

インドの治安状況の検討

太田 仁志

要約：

本稿ではインドの治安状況を公刊犯罪統計によって概観する。とくに治安状況の認識に大きな影響を与えると考えられる凶悪犯罪に注目し、なかでもインドで頻発している誘拐と暴動・騒擾の内実を統計から明らかにし、また女性に対する犯罪とりわけ強姦について、統計の背後にある事情に触れる。犯罪発生件数を考えれば、インドの治安は良いといえないが、他方でインドでは犯罪統計の収集の手法、そして旧来の社会慣行も統計に表れる犯罪件数に少なからぬ影響を与えている。

キーワード：

治安、インド、凶悪犯罪、誘拐、暴動、女性に対する犯罪

はじめに

インドの治安は悪いのだろうか。治安の良し悪しは「体感」の影響を受ける。したがって、統計が示す以上に治安の悪さを感じることもあれば、その反対の場合もある。社会的マイノリティや特定の社会集団を標的にした犯罪の増加は、そこに属さない人たちにとって、治安の悪化と認識されない可能性もある。本稿をまとめるにあたり、ブラジル、ベネズエラ、そして南アフリカの治安状況（近田 [2017]、坂口 [2017]、佐藤 [2017]）を学ぶにつけ、インドの相対的な治安の良さを筆者は感じた次第である。しかし他方で、「インドの治安は良い」という命題は「真」だろうか。

2012年末にインドの首都デリーで発生した集団強姦事件（のちに死亡）の衝撃は、世界を大きく揺るがした。デリーはときに「Rape Capital」などと不名誉な呼ばれ方をされる。デリーに住む筆者の知人夫妻は、一人娘の小学校登下校時に必ず付き添い、治安が悪いためデリーでは女性や子どもの街の一人歩きは危険と筆者に忠告する。少なくともデリーでは、現地の人たちの体感としての治安は、少なくとも良くないというのが実情と思われる。

冒頭で触れた治安状況の認知に関する非客観性に関連して、治安を犯罪発生件数で考え

るか、10万人あたりの犯罪件数を表す発生率（Crime rate）で考えるか、とくに（国際）比較の際には留意する必要がある。たとえば第1節でみるように、2015年のインドの殺人（Murder）発生率は2.6件で、2012年のブラジル、ベネズエラ、そして南アフリカの各23.8件、53.8件、30.8件（近田[2017]）と比べると、はるかに安全である¹。しかし殺人件数自体は3万2127件で、これは1日に88.0件、1時間に3.7件、そして16分22秒に1件の殺人事件が発生している計算になる。この数値からは、命題「インドの治安は良い」を「真」と考えるのは難しい。

インドは人口が多いため、犯罪の発生率は低くなっても、犯罪件数自体は大きくなる。しかしインドで何が治安問題なのか、客観的な議論を目にする機会は乏しいと思われ、また筆者も正直なところ、インドの犯罪状況の明確なイメージがない。本稿は基礎理論研究会の成果ということを踏まえ、さらに、認知に関する非客観性があるからこそ、まずは統計に立ち返ってインドの治安状況を検討する必要があると考える。本稿では以下、政府公刊統計を用いてインドの治安概況の把握を試みる。第1節ではインドの犯罪統計での犯罪分類等を概説したのち、基本的な犯罪状況をみる。また治安認識に大きく影響すると考えられる「凶悪犯罪」に注目し、その全体動向および殺人に関して確認する。第2節では第1節を受け、各論として、インドで主要な凶悪犯罪の個別動向をみる。凶悪犯罪でとくに多いのが誘拐と暴動・騒擾（そうじょう）で、女性への犯罪もインドでは発生件数が多く、また関心も高い。それらの内実はいかなるものか、統計を用いながら、しかし立体的な描写を試みる。

1. 統計でみるインドの治安概況

1.1. 犯罪の分類、区分け等について

インドの治安状況の確認に本稿で用いるのは、内務省全国犯罪記録局（National Crime Records Bureau, Ministry of Home Affairs）が毎年刊行する『インドにおける犯罪』の最新2015年版（Government of India [2016a]、以下白書とする）である。白書では犯罪を次のように分類する。インドの刑事訴訟法（Criminal Procedure Code: Cr.P.C.）は、すべての犯罪を「裁判権内の犯罪」（Cognizable Crimes）と「非裁判権内の犯罪」（Non-Cognizable Crimes）に分ける。裁判権内の犯罪とは、裁判所の許可なく犯罪の捜査、（令状なしでの）逮捕を警察が行うことのできる犯罪である（非裁判権内の犯罪はそうでないもの）。裁判権内の犯罪は1860年インド刑法（India Penal Code: IPC、以下インド刑法とする）の規定による犯罪と、「特別法・地域法」（Special and Local Laws: SLL）の規定に

¹ 同統計では2012年のインドの殺人発生率は3.4件、また日本は0.3件（近田[2017]）。

よるものに大別される。また、前者のインド刑法犯罪について、刑事訴訟法の第1別表で裁判権内の犯罪と非裁判権内の犯罪を区分している。本稿が用いる白書で集計されているのは、前者の裁判権内の犯罪について、通報によって警察が登録しているものである。警察は事件等の通報がなされると、それに基づき調書＝FIR（First Information Report）を作成する。つまり犯罪に関する統計は、このFIRによるものである。したがって当局が把握していないもしくは登録していない犯罪は集計されておらず、本白書が提示するインドの犯罪・治安状況、とくに被害者が警察への届け出をためらう傾向があると考えられる犯罪（たとえば性犯罪など）は、実態よりも過小となってしまう。通報内容や警察による分類如何によっても、犯罪別の登録件数が影響を受ける点に留意する必要がある。

次に、白書ではインド刑法犯罪を、身体に対する犯罪、性犯罪、財産に対する犯罪、公秩序に対する犯罪、経済犯罪、人身売買、国家に対する犯罪、子どもに対する犯罪、女性に対する犯罪、指定カースト・指定部族²に対する犯罪、その他、の11に分けている。他方、特別法・地域法は1959年武器法、1985年麻薬および向精神剤法、1867年賭博法、禁酒法、1989年インド鉄道法等、53の法律に犯罪と規定されるものである。2015年に登録された裁判権内の犯罪（以下、断りのないかぎり単に「犯罪」とする）件数は732万6099件で、うちインド刑法犯罪が40.3%の294万9400件、特別法・地域法犯罪が59.7%の437万6699件であった。これらから明らかなように、この区分は社会の治安をどの程度脅かすものかを基準としたものではない。

この点に関し、白書はインド刑法犯罪について以下のものを凶悪犯罪（Violent Crimes）に分類し、それらをさらに、(1) 身体への危害、(2) 財産への危害、(3) 公衆安全への危害、そして(4) 女性への危害、の4つに分ける。(1) 身体への危害は、殺人（Murder）、殺人未遂（Attempt to commit murder）、過失殺人（Culpable homicide not amounting to murder）、過失殺人未遂、結婚持参金死（Dowry death）³、誘拐（Kidnapping and abduction）を指す。(2) 財産への危害は、（武装集団による）強奪（Dacoity）、強奪企ての集会・準備、強盗である。また(3) 公衆安全への危害は、暴動・騒擾⁴と放火を、(4) 女性への危害は、強姦および強姦未遂を指す。以上がインドの凶悪犯罪である。軽微な犯罪でも、その増加が治安悪化という認知を導くことは疑いないが、本稿では一般に治安状況の認知により影響が大きいと考えられるこれらの凶悪犯罪に注目し、次項以下でみていく。

なお、犯罪発生率について補足する。すでに述べたように、犯罪発生率は人口10万人あ

² 指定カースト（Schedule Caste: SC）および指定部族（Schedule Tribe: ST）は社会的弱者として、公共部門での雇用や教育に留保枠が設けられている社会集団である。指定カーストは旧不可触民で、「指定」とは留保措置の対象となることをインド憲法で定めていることによる。

³ 本稿ではダウリー（Dowry）を結婚持参金と訳す。

⁴ 本稿で暴動・騒擾と訳す原語は「Riot」である。通常は暴動と訳すのみであるが、第2節でみるように、内実は「集団で騒ぎを起こす」程度のものも含まれる可能性がある。

たりの犯罪発生件数だが、インドの白書ではその算出は、当該犯罪の対象となる母集団を分母とする。たとえば、女性に対する犯罪の発生率は女性人口 10 万人あたりの犯罪（登録）件数を、同じく指定カーストに対する犯罪については指定カーストの人びと 10 万人あたり、指定部族に対する犯罪については指定部族 10 万人あたりのものを、それぞれの発生率としている（子どもや高齢者に対する犯罪も同様）。

1.2. 犯罪および凶悪犯罪件数

すでに述べたように、警察が登録した 2015 年の犯罪件数は計 732 万 6099 件であった。前年 2014 年の 722 万 9193 件からの 1.34%増である。犯罪をインド刑法犯罪と特別法・地域法犯罪に分けると、前者は 2015 年が対前年比 3.43%増に対して、後者は同 0.02%の微減であった（2014 年は順に 285 万 1563 件、437 万 7630 件）。2015 年の発生率はインド刑法犯罪が 234.2 件、特別法・地域法犯罪が 347.6 件の計 581.8 件で、2014 年の発生率 581.1 件と同水準である。

インド刑法犯罪の登録件数を州別にみると、マハーラーシュトラ州が最も多く全体の 9.3%を占め、次いでマディヤ・プラデーシュ州が 9.1%、ケーララ州が 8.7%、ウッタル・プラデーシュ州が 8.2%、ラージャスターン州が 6.7%、タミル・ナードゥ州が 6.4%、そしてデリーが 6.5%となっている。これに対して発生率は、最も高いのがデリーの 916.8 件である。次いでケーララ州の 723.2 件、マディヤ・プラデーシュ州が 348.3 件、アッサム州が 321.8 件、ハリヤーナー州が 310.4 件、テーランガーナー州が 290.7 件、そしてラージャスターン州が 273.9 件である。

特別法・地域法犯罪については、人口が 2 億人以上である人口最大州・ウッタル・プラデーシュ州のみで全体の 58.2%を占めている。発生率も同州は 1181.2 件と最も高い。発生率は、次いでケーララ州の 1115.0 件、チャッティースガル州 955.6 件、ウッタラーカンド州 840.5 件、グジャラート州 492.7 件となっている。

次に、凶悪犯罪のみをまとめたのが表 1 である。2015 年の凶悪犯罪の登録件数は計 33 万 5901 件で、前年比 1.6%増となっている。凶悪犯罪のなかで登録が最も多いのが誘拐の 8 万 2999 件、次いで暴動・騒擾が 6 万 5255 件、殺人未遂（過失殺人未遂を除く）が 4 万 6471 件、強盗が 3 万 6188 件、強姦が 3 万 4651 件となっている。殺人および過失殺人の合計としての殺人件数は 3 万 5303 件である。先に（前者のみの）殺人件数が 1 日 88.0 件と述べたが、誘拐は 1 日に 227.4 件（6 分 20 秒に 1 件）、暴動・騒擾は 1 日に 178.8 件（8 分に 1 件）、強姦は 1 日に 94.9 件（約 15 分に 1 件）も登録されていることになる。

人口 10 万人あたりでみる発生率では、誘拐が最も高く 6.6 件、次いで強姦が 5.7 件、暴動・騒擾が 5.2 件となっている。ちなみに誘拐発生率について、国連薬物犯罪事務所 (United Nations Office for Drug and Crime: UNODC) の統計によると、日本の 2014 年の誘拐発

生率は0.2件であった⁵。

表1 インドの凶悪犯罪

	登録件数		インド刑法犯罪に占める比率 (%)		発生率 (件)		送致率 (%)		有罪判決率 (%)		有罪判決率の増減
	2015年	対前年増減	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	2015年	2014年	
殺人	32,127	-5.5%	1.1	1.2	2.6	2.7	86.2	88.8	39.5	39.1	0.4
殺人未遂	46,471	11.2%	1.6	1.5	3.7	3.4	93.8	93.1	26.9	26.9	0.0
過失殺人	3,176	-4.7%	0.1	0.1	0.3	0.3	88.7	90.1	39.6	34.9	4.7
過失殺人未遂	6,118	40.4%	0.2	0.2	0.5	0.4	95.8	97.1	25.2	24.9	0.3
強姦	34,651	-5.7%	1.2	1.3	5.7	6.1	96.1	95.6	29.4	28.0	1.4
強姦未遂	4,437	4.8%	0.2	0.1	0.7	0.7	91.7	94.0	19.8	14.7	5.1
誘拐	82,999	7.5%	2.8	2.7	6.6	6.2	68.0	70.9	23.9	22.2	1.7
(武装集団による)強奪	3,972	-9.6%	0.1	0.2	0.3	0.4	79.3	79.5	21.0	22.7	-1.7
強奪企ての集会・準備	3,163	11.6%	0.1	0.1	0.3	0.2	99.0	98.9	14.3	12.3	2.0
強盗	36,188	-4.9%	1.2	1.3	2.9	3.1	64.3	68.2	31.6	30.9	0.7
暴動・騒擾	65,255	-1.2%	2.2	2.3	5.2	5.3	92.0	91.5	17.6	17.2	0.4
放火	9,710	4.5%	0.3	0.3	0.8	0.7	66.4	64.9	16.2	18.7	-2.5
結婚持参金死	7,634	-9.7%	0.3	0.3	1.3	1.4	93.7	94.1	34.7	33.0	1.7
凶悪犯罪 計	335,901	1.6%	11.4	11.6	26.7	26.6	83.6	84.8	26.7	25.7	1.0

出所) Government of India [2015; 2016a] より筆者作成。

注) 1. 犯罪発生率は人口10万人あたりの件数。

2. 「Chargesheeting Rate」の訳を送致率とした。

3. 「有罪判決率の増減」は2015年の有罪判決率から2014年を引いた差で、正値は有罪判決率の上昇を示す。

対前年比の犯罪登録件数の増減については、過失殺人未遂が4割以上も増加し、また殺人未遂も11.2%増である。強奪企ての集会・準備⁶は殺人未遂よりも増加率が若干高く、11.6%増であった。これだけを見ると、大事にいたる前の、予防的な凶悪犯罪の登録が増加している印象である。それに対して対前年で比較的大きく減っているのが結婚持参金死(9.7%減)と強奪(9.6%減)である。

凶悪犯罪の発生率を州別にみると、最も高いのがデリーの97.4件で、次いでアッサム州の47.1件、アルナーチャル・プラデーシュ州の39.9件、ハリヤーナー州の37.5件となっている。件数で見ると、州人口が最大のウッタル・プラデーシュ州が4万613件とやはり最も多く、全体の12.1%を占める。次いでマハーラーシュトラ州の3万2790件(全体の

⁵ UNODC サイトから統計表をダウンロード (URL :

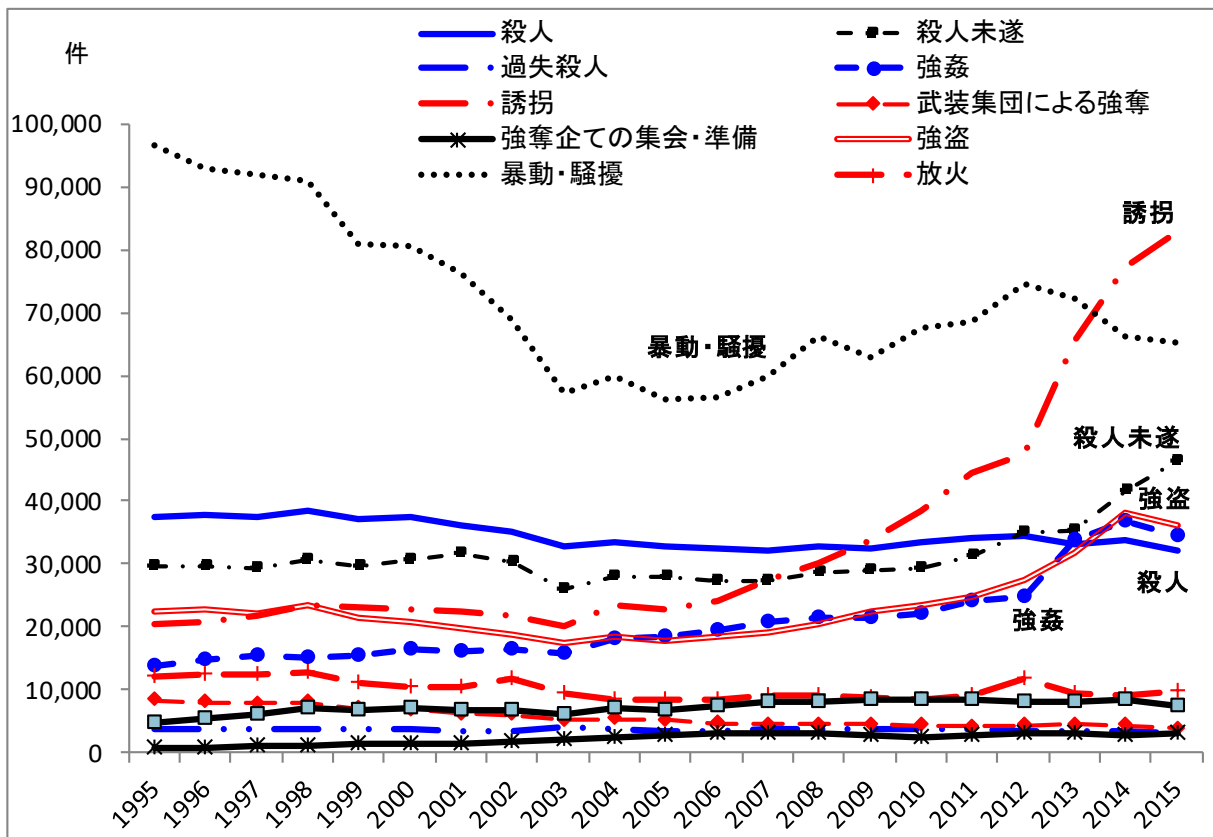
<https://data.unodc.org/#state:1>, 2017年3月6日)。UNODCの統計では、人口規模もあって、インドの誘拐発生件数は他国を大きく引き離して世界最多である。統計数値が掲載されている諸国に限定すると、インドより誘拐発生率が高いのは、アジアではレバノンの23.0件(2013年)、トルコの18.5件(2012年)の2か国程度のみである。南アジアではモルジブが高い一方、バングラデシュおよびパキスタンは統計数値が掲載されていない。ブラジルは2013年の誘拐発生件数は0.2件だが、ベネズエラおよび南アフリカの数値は未掲載となっている。なお、ヨーロッパのいくつかの国では、インドよりも誘拐発生率が高い。たとえば2014年について、ベルギーは10.0件、ルクセンブルグは9.3件で、ドイツも6.2件となっている。

⁶ これはある意味、強奪未遂と捉えることができる。

11.1%)、ビハール州の3万5754件(同10.6%)、西ベンガル州の2万9461件(同8.8%)となっている。

過去20年の凶悪犯罪の登録件数の推移をまとめたのが図1である。近年伸びが大きいのが誘拐である。また殺人未遂、強盗、強姦の登録の近年の増加も比較的顕著である。件数では2番目に多い暴動・騒擾は、2000年代初頭まで大きく減少したのち2012年まで増加傾向に転じたが、近年また減少傾向にある。

図1 インドの凶悪犯罪登録件数の推移 (件)



出所) Government of India [2016a] より筆者作成。

以上、ここまでみてきた犯罪登録件数および発生率より、インドの凶悪犯罪としてとくに顕著なのが、誘拐、暴動・騒擾、殺人(および殺人未遂)、強盗、そして強姦であることがわかる。これらの凶悪犯罪の発生は年間3万件を上回っている。殺人については本節以下で、また誘拐、暴動・騒擾、そして強姦を含む女性に対する犯罪は第2節でもう少し詳しくみる。

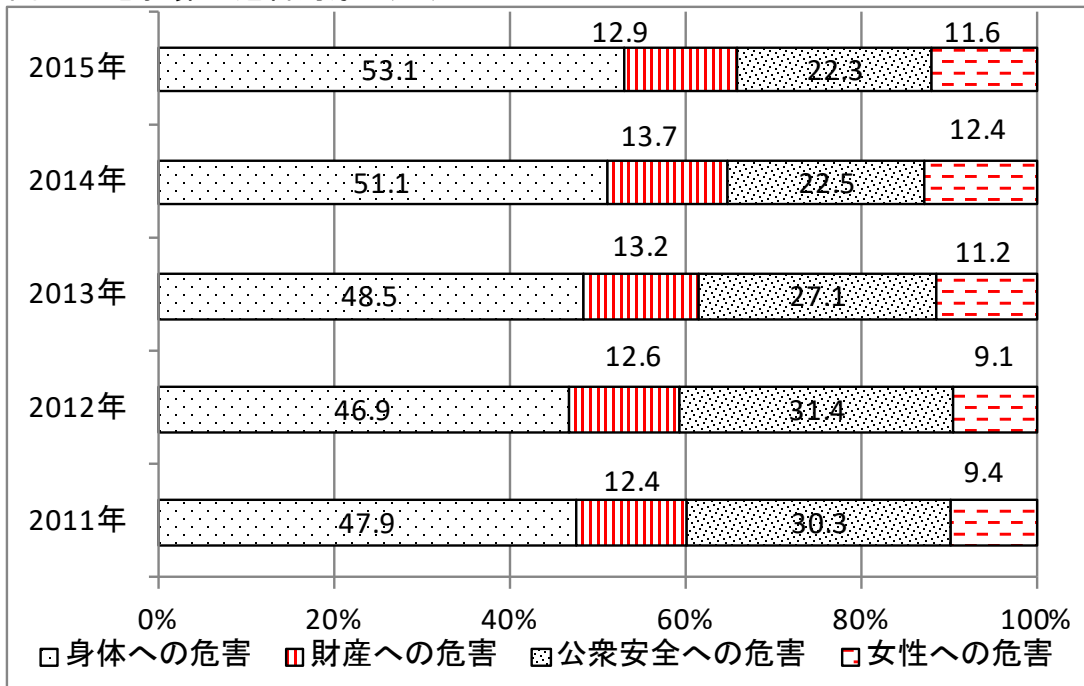
さて、表1に戻り送致率(Chargesheeting Rate)をみると、2015年が83.6%と、2014年の84.8%から若干低下している。強奪企ての集会・準備(99.0%)、強姦(96.1%)、および過失殺人未遂(95.8%)の送致率が95%を上回るのに対し、強盗(64.3%)、放火

(66.4%)、誘拐(68.0%)の送致率は7割に満たない。

一方、有罪判決率は、わずか26.7%に過ぎない(2015年)。越年したうえで有罪である場合はこの比率に含まれないと考えられるが、それにしても低い有罪判決率といわざるを得ない。立件がよほど難しい事件だったか、誤認逮捕や証拠不十分での逮捕が行われていたことを邪推したくなるような比率である。犯罪別の有罪判決率は、過失殺人が39.6%、殺人が39.5%、結婚持参金死が34.7%、それに強盗が31.6%と、3割を超えるのは以上の犯罪についてのみである。殺人事件の有罪判決が4割に満たないのは、治安状況の認知に大きく影響を与えると思われる。強奪企ての集会・準備、放火、暴動・騒擾、そして強姦未遂の有罪判決率は2割に満たない。

図2は凶悪犯罪の危害対象を時系列でまとめたものである。最も多いのが身体への危害で、2015年は凶悪犯罪の53.1%を占める。次いで公衆安全への危害が22.3%、財産への危害が12.9%、女性への危害が11.6%である。過去5年の大きな変化として、公衆安全への危害の比率の8%ポイントの減少、それに並行して他の犯罪、とりわけ身体への危害の増加が指摘できる。2015年の対象別発生率は、身体が14.2件、公衆安全が5.9件、財産が3.4件、そして女性への危害が3.1件となっている。ただし表2にあるように、この5年の発生率の伸びは女性への危害が最も大きい。これにはおそらく、以前は警察に通報されなかった犯罪が、冒頭で触れた2012年末のデリーでの集団強姦事件をきっかけに通報されるようになったものと推察され、これが伸びの大きさに部分的には関連していると考えられる。

図2 凶悪犯罪の危害対象（％）



出所) Government of India [2016a] より筆者作成。

表2 凶悪犯罪の危害対象別犯罪発生率（件）

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	過去5年の伸び
身体への危害	10.1	10.6	11.9	13.6	14.2	1.41倍
財産への危害	2.6	2.9	3.1	3.6	3.4	1.31倍
公衆安全への危害	6.4	7.1	6.7	6.1	5.9	0.92倍
女性への危害	2.0	2.1	2.7	3.3	3.1	1.55倍
全凶悪犯罪発生率	21.2	22.7	24.4	26.6	26.7	1.26倍

出所) Government of India [2016a] より筆者作成。

注) 2011年と2015年を除き、全凶悪犯罪発生率は各4項目の合計になっており、両年も誤差も0.1ポイントのみであることから、端数処理の結果と推測される。したがって、女性への危害の発生件数は、その算出の分母は女性人口ではなく、男女計のインド全人口と考えられる。

1.3. 殺人について

殺人は主要凶悪犯罪である。殺人事件が多い、あるいは発生率が高い状況だけをもって治安が悪いと考えたとしても、無理からぬことである。インドの治安状況の概説として、本節の最後に殺人についてみる。

白書では殺人を「(殺意ある)殺人」(Murder)と「過失殺人」(Culpable homicide not amounting to murder)に分けているが、前者の殺人に関する犠牲者は次のようになって

いる。2015年の殺人事件の犠牲者は3万3082人⁷で、うち男性犠牲者は2万4254人、女性は8828人であった。犠牲者の約4人に3人、73.3%が男性である。ただし年齢層別では、6歳未満の犠牲者の性比は男児50.4%、女児49.6%と拮抗しており、6～11歳は順に57.1%、42.9%と、子どもの間では犠牲者の男女比の差がさほど大きくない。それに対して18歳以上になると、男性の比率が7割を超える（30～44歳は76.4%、45～59歳は78.4%）。

また、年齢層別殺人犠牲者は18～29歳が38.1%、30～44歳が37.7%となっている。性別では、18～29歳が全体に占める比率は男性の36.9%に対し女性は41.5%、30～44歳については順に39.3%、33.4%と、前段の議論を含めて、女性の殺人犠牲者の平均年齢のほうが男性よりも低いことがうかがわれる。

州別にみて殺人による犠牲者が最も多いのは、人口最大州でもあるウッタル・プラデーシュ州で4860人、次いでビハール州の3183人、マハーラーシュトラ州の2599人、マディヤ・プラデーシュ州の2381人、そして西ベンガル州の2133人となっている。首都デリーでの2015年の殺人犠牲者は598人であった。

また殺人の動機について、白書では3万2000件強の半数弱（48.2%）がその他に分類されるものの、最も多い動機が個人的復讐・対立で14.8%、次いで財産をめぐる争いが11.0%を占める。また利害にかかわるもの（Gain）が7.5%のほか、男女関係に関するものと推察される不倫・性的動機を理由とする殺人が4.9%、そして恋愛関連が4.3%と続く。結婚持参金死も3.8%で、同理由による殺人もこれらに次いで多い動機となっている。殺人事件に関する5割近くの動機が分類されていないものの、結婚持参金を含めて広く男女関係に関連するものが1割強を占めている。被害者が男性である可能性はもちろんあるが、女性にとっての治安はこの点からみても悪いといえそうである。次節では殺人以外の主要凶悪犯罪を各論としてみる。

2. 凶悪犯罪—各論

インドでの凶悪犯罪の主たるものとして、誘拐、暴動・騒擾、殺人、強盗、強姦を挙げることができることを前節で確認した。強盗は犯罪自体のイメージはつくものと考えられ、また殺人については前節でみたが、インドで誘拐が1日に227.4件、暴動・騒擾は同178.8件も登録されている（1.2.項参照）というのはどういうことなのだろうか。本節ではこの頻発する誘拐と暴動・騒擾について、その内実を統計から探る。また、強姦を含む女性に対する犯罪、そして女性と同様に、インドで一般に社会的弱者と位置づけられる指定カース

⁷ 先にみた2015年の殺人件数は3万2127件であった。3万3082人は殺人事件における犠牲者数である。

ト、指定部族に対する犯罪も本節でみる。

2.1. 誘拐

インドの凶悪犯罪で登録が最も多いのが誘拐で、2015年の登録件数は8万2999件にも上る。UNODCの統計でも、インドが誘拐発生最多国であることを確認できる(注5参照)。インド刑法犯罪に誘拐が占める割合は2011年の1.9%から2015年の2.8%と増加しており、誘拐登録件数は2005年から2015年の間、263.5%もの増加となっている。

2015年の誘拐登録件数を州別でみると、最も多いのが人口最大州のウッタル・プラデーシュ州で1万1999件、全誘拐登録件数の14.5%を占める。次いでマハーラーシュトラ州の8255件(全体の9.9%)、デリーの7730件(同9.3%)、ビハール州の7128件(同8.6%)の順となっている。一方、誘拐発生率でみると、最も高いのがデリーの37.0件、次いでアッサム州の18.1件、アルナーチャル・プラデーシュ州の13.4件、チャンディールガルの13.2件となっている。こうしてみると、面積が小さいにもかかわらず、デリーの誘拐登録はきわめて顕著である。

表3は2015年の被誘拐者を性別および年齢層別にまとめたものである。まず、計8万4483人の被害者のうち、女性が6万655人、男女比では71.8%と、インドではその7割強が女性の誘拐であることがわかる。年齢層の括りが均等ではないが、女性の誘拐について、18~29歳の誘拐が女性被害者の4割を占め、次いで16~17歳が26.0%、12~15歳が18.8%と、16~29歳が計65.9%、12~29歳が計84.6%となっている。同じ年齢の括りで男性と比べると、女性被害者の年齢分布の偏りが際立つ(男性は16~29歳が計42.8%、12~29歳が計66.6%)。女性の18~29歳の被害者は全体でみても28.6%を占め、16~17歳も同18.7%、12~15歳は同13.5%と、これらを合わせると6割を上回る(60.8%)。つまりインドの誘拐の6割は、女性の12~29歳の誘拐である。この理由はいったい何だろうか。

表3 2015年の被誘拐者の年齢構成（人）

年齢	男性		女性		全体	
	被誘拐者数	比率	被誘拐者数	比率	被誘拐者数	比率
6歳未満	1,061	4.5%	1,102	1.8%	2,163	2.6%
6～11歳	2,506	10.5%	2,052	3.4%	4,558	5.4%
12～15歳	5,674	23.8%	11,373	18.8%	17,047	20.2%
16～17歳	3,433	14.4%	15,792	26.0%	19,225	22.8%
18～29歳	6,764	28.4%	24,159	39.8%	30,923	36.6%
30～44歳	3,561	14.9%	5,578	9.2%	9,139	10.8%
45～59歳	730	3.1%	579	1.0%	1,309	1.5%
60歳以上	99	0.4%	20	0.0%	119	0.1%
計	23,828	100.0%	60,655	100.0%	84,483	100.0%

出所) Government of India [2016b] より筆者作成。

理由は表4をみれば一目瞭然である⁸。結婚のための誘拐が女性誘拐の理由の52.6%を占めている。誘拐理由「その他」が男性の85.6%、女性の40.4%、全体でも過半数の52.8%を占めるなかで、女性については「その他」を上回る比率を占め、また全体でも37.8%を占める。インドで誘拐が多いのは、結婚目的での女性の誘拐の多発が一因である。実際、女性の年齢層別の誘拐理由で結婚目的が占める比率は、18～29歳では67.5%と3分の2以上を、また16～17歳では48.4%、12～15歳では37.0%を占める。12歳未満の女児の誘拐理由でも結婚は6～11歳で19.0%、6歳未満では31.4%を占める。他方、30～44歳では50.9%、45～59歳では24.9%が結婚理由の誘拐であった。

⁸ Government of India [2016b]では男女別、年齢層別でも理由別の集計を掲載しているが(表23.3)、紙幅の都合で本稿では理由別構成比を性別のみでまとめた。なお「ラクダ・レースのため」は2015年には被誘拐者数、誘拐件数ともに「なし」であったが、インドの時事関連のインターネット・サイト「Faculty」掲載記事は、ラクダ・レースに関してその背景を次のように説明している。ラクダ・レースが行われるアラブ某国では幼い子ども(男児)が騎手になることがある。その騎手としてインドやパキスタン、バングラデシュで男児が誘拐されるという。本記事の真偽は不明であるが、もし事実としたら忌々しきことである(2017年3月9日アクセス、URL: <https://factly.in/child-camel-jockeys-kidnapping-for-camel-racing-the-curious-case-of-reporting-part-1/>、および <https://factly.in/child-camel-jockeys-kidnapping-for-camel-racing-the-curious-case-of-reporting-part-2/>)。

表4 誘拐の目的 (2015年)

誘拐の目的	被誘拐者数に占める割合			誘拐件数に占める割合
	男性計	女性計	男女計	
養子目的	1.4%	0.6%	0.8%	0.8%
物乞いをさせるため	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%
ラクダ・レースのため	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
性的目的	0.2%	5.4%	4.0%	4.0%
結婚のため	0.2%	52.6%	37.8%	38.3%
売春をさせるため	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
身代金目的	3.0%	0.2%	1.0%	0.9%
復讐のため	1.4%	0.2%	0.5%	0.5%
人身売買を目的として	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
臓器等身体の売買目的	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
奴隷として	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
(その他の) 不法行為目的	3.4%	0.7%	1.4%	1.4%
殺人	4.5%	0.2%	1.4%	1.4%
その他	85.6%	40.0%	52.8%	52.2%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計人数/件数	2万3828人	6万0655人	8万4483人	8万2999件

出所) Government of India [2016b] より筆者作成。

ここで、30歳代以降でも結婚を理由とする女性誘拐が多いことに、状況理解の手掛かりがあると思われる。すなわち、この背景には次のような理由もあるようである。都市部では若い人たちの恋愛結婚が増えてきたといわれるが、インド、とくに地方や郡部では親・親族のアレンジによる婚姻が主流である。恋愛結婚の場合でも家族、とりわけ親の承認はいまも一般には不可欠といえる。親等に承認されず、それでも結婚を望む場合、彼らはどうするか。日本でいう、駆け落ちである。そこでその女性の親族は警察に、相手の男性が女性を連れ去ったと通報する。警察としては仮に事情を察したとしても、通報に基づき捜査を行う。つまり調書=FIRでは、女性の誘拐事件ということになる⁹。このようなケースが全体でどの程度の比率を占めるか不明だが、これがインドで結婚を理由とする女性の誘拐の多い1つの背景、そしてインドで誘拐事件としての登録が多い理由の1つと考えられる。旧来の社会慣行が犯罪の発生、そして犯罪件数に影響を与えている。

本項の最後に、被誘拐者のその後をみる。2015年12月31日現在、未解決の誘拐事件は計7万5453件、未発見の被誘拐者数は7万7496人となっている。被誘拐者で数値をみると、未発見被誘拐者は男性が2万1621人、女性が5万5875人で、男性全被誘拐者の57.6%、女性の同55.6%を占める(全体では56.1%の被誘拐者が未発見)。年齢層別では6歳未満の児童についてもこの全体値より未発見率が高いが、総じて18~59歳の成人未発見比が高くなる。18~29歳の男性未発見率は63.4%、同女性未発見率は56.9%、30

⁹ インド日刊紙 *The Hindu* の2015年12月23日付記事「Why the FIR doesn't tell you the whole story」からの示唆(2015年12月23日閲覧)。

～44歳は順に65.9%、68.6%、45～59歳は65.1%および69.7%である。一方、発見された被誘拐者の遺体での発見率は全被誘拐者の0.6%、発見被害男性の1.0%、同女性の0.5%であった。男性のほうが遺体での発見率が高い。この全体値より特に高いのが子どもについてで、6歳未満の男児は発見された被誘拐男児の2.5%、女児は同1.8%、また6～11歳でも順に1.6%、1.5%が遺体での発見である。男性高齢者（60歳以上）についても遺体での発見が2.9%と高くなっている。

2.2. 暴動・騒擾

図1でみたように、2015年に誘拐に抜かれて登録件数が2番となったが、2014年以前は長らく凶悪犯罪で最も登録件数が多かったのが暴動・騒擾である。日本を含めてインドの「Riots」＝「暴動」に関する研究は、いわゆる「コミユナル暴動」、すなわちヒンドゥー教徒と非ヒンドゥー教徒（とくにイスラム教徒）という宗派間の暴力（近藤 [2009]）が関心を集め、関連する研究の蓄積も多くなっている（たとえば近藤 [2009; 2015]、油井 [2012]、岡山 [2017]）。統計が示すインドの暴動・騒擾事件の内実はどのようなものか、以下みていこう。

表5は2015年に発生した暴動・騒擾の内訳をまとめたものである。全登録件数が6万5255件に対して、犠牲者数は8万1397人、10万人あたりの暴動・騒擾発生率は5.2件であった。この犠牲者数が暴動・騒擾による死者を指すのか、負傷者を含めたものであるのかは不明である。また、表頭のコミユナルは「Communal」、宗派・党派間は「Sectarian」の訳であるが、両者の違いについてイメージできても、両者に関わるようなグレーな暴動・騒擾があるように思われる。1件あたり犠牲者は各項目の犠牲者数を件数で除した平均値だが、規模の大きい暴動・騒擾が1件あるだけでも平均値が大きくなるため、注意が必要である。それでも、次の諸点は指摘できそうである。

表5 暴動・騒擾の内訳（2015年）

コミュニティ			宗派／党派間			産業			政治		
件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率
789	1,174	0.1件	884	1,092	0.1件	192	741	0.0件	1,960	2,658	0.2件
1.2%	1.4%		1.4%	1.3%		0.3%	0.9%		3.0%	3.3%	
1件あたり犠牲者数 1.49			1件あたり犠牲者数 1.24			1件あたり犠牲者数 3.86			1件あたり犠牲者数 1.36		
カースト関連 合計			うち SC/ST・非SC/ST 間			うち その他のカースト間紛争			農村・農耕		
件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率
2,428	3,232	0.2件	1,160	1,525	0.1件	1,268	1,707	0.1件	2,683	3,192	0.2件
3.7%	4.0%		1.8%	1.9%		1.9%	2.1%		4.1%	3.9%	
1件あたり犠牲者数 1.33			1件あたり犠牲者数 1.31			1件あたり犠牲者数 1.35			1件あたり犠牲者数 1.19		
学生			その他			全体					
件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率	件数	犠牲者数	発生率			
489	620	0.0件	55,830	68,688	4.4件	65,255	81,397	件5.2			
0.7%	0.8%		85.6%	84.4%		100.0%	100.0%				
1件あたり犠牲者数 1.27			1件あたり犠牲者数 1.23			1件あたり犠牲者数 1.25					

出所) Government of India [2016b] より筆者作成。

注) 1. 各項目の件数および犠牲者数下の比率は、それぞれの全体に占める割合。

2. 1件当たり犠牲者数は各項目の犠牲者数を件数で除した平均値。

3. コミュニカルは「Communal」、宗派・党派間は「Sectorian」、農村・農耕は「Agrarian」の訳。SCは指定カースト、STは指定部族。

4. 「カースト関連合計」は右2項目「(うち)SC/ST・非SC/ST間」と「(うち)その他のカースト間紛争」の合計。

第1に、「Riot」として私たちは通常、「暴動」を思い浮かべがちと思われるが、本稿で「暴動・騒擾」と訳しているように、1件あたり犠牲者数および「その他」の理由に分類される件数の多さをみれば、必ずしも私たちがイメージする激しい暴動だけではない、訳語に「騒擾」を加えるべき、たとえば街角での小集団の騒ぎが暴力行為に結びついたあるいは暴力行為と捉えられ通報されたものも含まれる可能性がある点である。そうだとすれば、インドの「Riot」は日本の「暴動」とは異なる。

第2に、上記に関連するが、研究対象としてのコミュニティ暴動、これに宗派・党派間や政治暴動を加えたとしても、発生件数全体の5%程度を占めるにすぎない。するとこれらの研究は、コミュニティ問題、宗派・党派間問題、そして政治問題というコンテクスが重要であって、インドの「Riot」研究からみると、研究者の関心に規定されたある意味特殊な位置づけにある。理由が「その他」の暴動にももちろんコミュニティ暴動等に分類される、あるいはそれに近いものがあるだろうが、それを勘案してもこの点は変わらない。木村[2008]は暴動が「集合的暴力」であることを押さえ、また「暴動」(や「コミュニティリズム」といった)概念そのものの見直しが迫られると指摘しているが、なぜインドで暴動・騒擾がこれほど多いのか、その動態により目を向けるべきかもしれない。

第3に、全暴動・騒擾のわずか0.3%を占めるに過ぎなくとも、産業暴動・騒擾が2015年には192件も発生している。頻度として2日に1件以上、週休1日の労働であるとすれば体感ではそれ以上の頻度で、職場・仕事関連の暴動・騒擾が発生している。2012年7月に発生したマルチ・スズキ社でのような大規模な暴動は例外としても¹⁰、暴動であれ騒擾

¹⁰ 労使交渉のさなかに人事部長が命を落とす暴動が発生。5年7か月以上後の2017年3

であれ、「警察沙汰」がそのような頻度で発生しているということである。インドの産業平和の実現は遠いといわざるを得ない。産業平和の実現に向けた労使関係研究がインドでは一層重要である。

第4に、広くカーストに関わる暴動・騒擾が（その他を除く）他の項目分類と比較すると、最も登録件数が多い。誘拐を前項でみた際にも指摘したが、インドでは旧来からの社会慣行の治安への影響はいまだに多いことが改めてわかる。2015年に登録件数が1160件、犠牲者数が1525人であった指定カースト、指定部族に対する犯罪は本節最後に概観する。

2.3. 女性に対する犯罪について

インドの治安問題が世界的に注目されているのは、インドは女性にとって安全な国ではないという認識があるからだろう。本稿冒頭で触れた2012年末の集団強姦事件の影響が間違いなく大きい。本項では女性に対する犯罪動向を探る。

白書では女性に対する犯罪として、次のものを挙げている。まずインド刑法犯罪として、強姦（インド刑法376条）、強姦未遂（同376/511条）、誘拐（同363、364、364A、365、366～369条）、結婚持参金死（同304B条）、女性の品位を侵害する暴行・行為（同354条）、女性の品位に対する侮辱（同509条）、夫またはその親族による虐待（同498A条）、外国からの（21歳までの）女子の輸入（同366B条）、そして女性の自殺教唆（同306条）、の9分類である。また特別法・地域法犯罪として、1961年結婚持参金禁止法、1986年女性の猥褻な描写（禁止）法、1987年寡婦殉死防止委員会法¹¹、2005年家庭内暴力からの女性保護法、そして1956年売春（防止）法¹²の女性に対する犯罪に関する規定、である¹³。

女性に対する犯罪登録件数の推移をまとめたのが表6である。2015年の女性に対する犯罪登録は計32万7391件で、発生率は53.9件であった。前年の33万7922件¹⁴、発生率56.3件から順に3.1%減、4.3%減である。それでも1日あたり900件近くの女性に対する犯罪を警察が登録していることになる。そのうち最も多いのが夫またはその親族による虐待で34.6%を占め、次いで女性の品位を侵害する暴行・行為が25.2%、女性の誘拐が18.1%、そして強姦が10.6%であった。

月10日、一審で31人に有罪判決が下された。うち13人は殺人容疑での有罪判決で、13人いずれも元労働組合役員である。

¹¹ 寡婦殉死はサティ（Sati）の訳である。

¹² 本法は自分自身の収入のために個人的に行う「売春」自体は禁止していない。

¹³ たとえば殺人被害者が女性である場合、ここでの諸規定・諸法に関連するものでなければ、女性に対する犯罪としてここで把握されていないものと考えられる。

¹⁴ 表6の数値と異なるのは、元表の数値を表6では個別犯罪件数を合計したものに修正しているため。

表6 女性に対する犯罪登録件数の推移 (件)

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	各犯罪の 比率	2015年の伸び率	
							対前年	対2011年
強姦	24,206	24,923	33,707	36,735	34,651	10.6%	-5.7%	43.2%
強姦未遂	-	-	-	4,232	4,434	1.4%	4.8%	-
女性の誘拐	35,565	38,262	51,881	57,311	59,277	18.1%	3.4%	66.7%
結婚持参金死	8,618	8,233	8,083	8,455	7,634	2.3%	-9.7%	-11.4%
女性の品位を侵害する暴行・行為	42,968	45,351	70,739	82,235	82,422	25.2%	0.2%	91.8%
女性の品位に対する侮辱	8,570	9,173	12,589	9,735	8,685	2.7%	-10.8%	1.3%
夫またはその親族による虐待	99,135	106,527	118,866	122,877	113,403	34.6%	-7.7%	14.4%
外国からの(21歳までの)女子の輸入	80	59	31	13	6	0.0%	-53.8%	-92.5%
女性の自殺教唆	-	-	-	3,734	4,060	1.2%	8.7%	-
インド刑法犯罪件数 計	219,142	232,528	295,896	325,327	314,572	96.1%	-3.3%	43.5%
寡婦殉死防止委員会法	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%
女性の猥褻な描写(禁止)法	453	141	362	47	40	0.0%	-14.9%	-91.2%
結婚持参金禁止法	6,619	9,038	10,709	10,050	9,894	3.0%	-1.6%	49.5%
家庭内暴力からの女性保護法	-	-	-	426	461	0.1%	8.2%	-
売春(防止)法	2,436	2,563	2,579	2,070	2,424	0.7%	17.1%	-0.5%
特別法・地域法犯罪件数 計	9,508	11,742	13,650	12,593	12,819	3.9%	1.8%	34.8%
計 (IPC+SLL)	228,650	244,270	309,546	337,920	327,391	100.0%	-3.1%	43.2%

出所) Government of India [2016a] より筆者作成。

注) 1. 2015年のインド刑法犯罪件数計、および2014年の全体の合計犯罪件数は、個別犯罪の数値の合計を筆者が算出し、元表の数値を修正したものである。

2. 「各犯罪の比率」は2015年に関するもの。

また表6では、2015年の犯罪登録件数の伸びを対前年および対2011年で算出してある。対前年では女性に対する犯罪が減少しているが、対2011年では全体で43.2%の増加となっている。その伸びがとくに大きいのが2013年以降で、2012年末のデリーでの集団強姦事件を反映させた報告件数の増加と考えられる。

警察が受理した女性に対する犯罪は、2015年は計31万4078件で、うち送致件数は24万5341件、送致率は89.4%であった。2015年末現在、15万7249件が未捜査もしくはさらなる捜査待ちとなっている。他方、2015年に裁判所での審理が行われたのは、12万8240件であった。うち有罪判決はわずか2万7844件で、有罪判決率は21.7%にとどまっている。2015年末現在、10.8万件が裁判所で審議・係争中もしくは裁判待ちの状況である。

強姦は2015年には3万4651件が登録されている。うち、知り合い・顔見知りによる犯行が95.5%というきわめて高い比率を占める。また近親相姦は556件で、その54.5%が18歳未満の子どもに対するものであった。州別では、強姦の登録件数はマディヤ・プラデーシュ州が4391件と最も多く、全体の12.7%を占める。次いでマハーラーシュトラ州(4144件、全体の11.9%)、ラージャスターン州(順に3644件、10.5%)、ウッタル・プラデーシュ州(同3025件、8.7%)、オディシャ州(同2251件、6.5%)の順で続く。デリーでの強姦登録件数は2199件で、件数はオディシャ州に次ぐ多さであるが、女性人口10万人あたりの発生率は23.7件と、インド全体でみた発生率5.7件を大きく上回る。州別にみて発生率が20件を超えるのはデリーのみであり、女性にとってデリーの治安状況がきわめて悪いことが改めて確認できる。

ただし、女性に対する犯罪、とくに強姦に関する統計には注意が必要である。先に女性の誘拐件数の多さについてその背景を指摘したが、インドの日刊紙 *The Hindu* が 2013 年にデリーの 6 つの地方裁判所で起訴された強姦訴訟の動向・内容を分析したところ、次の点が明らかになった¹⁵。全 583 件の強姦訴訟のうち、2 割強の 123 件では原告がみつからなかった、被害者が裁判の出廷をやめた、被害者が裁判で訴訟内容を否定した等で、被疑者は無罪判決であった¹⁶。また 3 割近くの 174 件が、実際あるいは元「駆け落ち」である。さらに 2 割近くの 109 件の訴訟では男女間に婚姻約束が事前になされていた。結婚を前提に同意の上で性的関係を持ち、しかし破局したために女性または女性の親族等が男性を強姦で訴えた訴訟である。男性が性的搾取を目的に婚姻約束を偽ったケースもあるだろうが、それを除けばこれらは「強姦」として当局に通報された「容疑としての強姦」であり、一般に考えられている「強姦」とは異なる。一般に考えられている「強姦」は 583 件のうちの 162 件で、その比率は全体の 3 割を下回る 27.8% である。とくに、未成年の女性が駆け落ちした場合、彼女の親族は相手の男性を誘拐と強姦で当局に通報することが多いという。女性が法廷で、男性と実際に恋愛関係にあると証言すればもちろん男性は無罪だが、女性が警察当局に保護された後、親族に引き取られて過ごすうちに、親族からの圧力により女性が屈して、結果、(加害者に仕立て上げられた) 男性が有罪となるケースもあるようである。

上記は強姦に関する統計が必ずしも実態を表していないことを示唆している。また有罪判決率の低さも、部分的には説明する。それでも実際の犯罪は間違いなくインドで発生しており、女性にとって治安が良くない状況が存在する。女性に対する犯罪を統計で確認する際には、両者を意識する必要がある。

2.4. 指定カースト、指定部族に対する犯罪について

インドでは社会的弱者層として、指定カースト (Schedule Caste) と指定部族 (Schedule Tribe) という枠がある。近年とくに都市部ではカーストをめぐる差別は減少してきているといわれることがあるが、インド憲法でも差別が禁止され (憲法 15 条)、さらに不可触 (Untouchability) の廃止が定められているにもかかわらず (同 17 条)、いまだに社会的不平等や排除、差別 (Thorat and Neuman eds. [2010]、Deshpande [2011])、経済的不平等、また彼らに対する残忍な事件の根絶には至っていない。指定カーストおよび指定部族

¹⁵ 「Why the FIR doesn't tell you the whole story」(2015 年 12 月 22 日付記事、2015 年 12 月 23 日閲覧) および「The many shades of rape cases in Delhi」(2014 年 7 月 29 日付記事/2015 年 6 月 15 日更新、2017 年 3 月 9 日最終確認) を参照。

¹⁶ もちろん、(被疑者等からの) 被害女性への訴訟取り下げの圧力があつたなどの可能性も否定できない。他方、お金欲しさに女性が嘘の訴えを起こしていたケースも 1 件あつた。

に対する犯罪を取り締まる法律は、主として 1955 年市民権保護法および 1989 年指定カースト・指定部族（残虐行為防止）法、それに刑法を加えることができる。また、1923 年手作業尿尿回収労働者の雇用および乾式便所建設（禁止）法¹⁷への違反、その他の特別法・地域法犯罪も統計として収集されている。

2015 年の指定カーストに対する犯罪登録は計 4 万 5003 件で、発生率は 22.3 件であった。州別にみると、指定カーストに対する犯罪の登録が最も多いのは人口最大州であるウッタル・プラデーシュ州の 8358 件（全体の 18.6%）、次いでラージャスターン州の 6998 件（同 15.5%）、ビハール州の 6438 件（同 14.3%）、アーンドラ・プラデーシュ州の 4415 件（同 9.8%）となっている。

指定カーストに対する犯罪の発生率をみると、最も多い州がラージャスターン州で 57.3 件、次いでアーンドラ・プラデーシュ州の 52.3 件、ゴア州の 51.1 件となっている。登録件数自体の多いウッタル・プラデーシュ州は 20.2 件、ビハール州は 38.9 件である。

一方、指定部族に対する 2015 年の犯罪の登録件数は計 1 万 914 件で、発生率は 10.5 件であった。州別では、指定部族に対する犯罪の登録が最も多いのはラージャスターン州で 3207 件（全体の 29.4%）、次いでマディヤ・プラデーシュ州の 1531 件（同 14.0%）、チャッティースガル州の 1518 件（同 13.9%）、オディシヤ州の 1387 件（同 12.7%）である。これに対して発生率が最も高い州はケーララ州で 36.3 件、次いでラージャスターン州の 34.7 件、アーンドラ・プラデーシュ州の 27.3 件、テーランガーナー州の 21.2 件と続く。登録件数が 3 番目に高いチャッティースガル州の発生率は 19.4 件、同オディシヤ州は 14.5 件であった。

おわりに

本稿では公刊統計を用い、インドの治安状況を確認した。とくにその認識に大きな影響を与えると考えられる凶悪犯罪に注目し、インドでの誘拐および暴動・騒擾の頻発とその内実を統計から、また、女性に対する犯罪とりわけ強姦について、統計の背後にある事情をみた。インドでは旧来の社会慣行が統計に表れる犯罪件数に影響を与えることがある。通報に基づき作成される警察調書＝FIR、「容疑としての犯罪」が集計のベースとなっていることも、インドの犯罪統計をみる際に注意が必要である。

それでも、人口規模が大きいため発生率は低くなくても犯罪発生件数（登録件数）は多く、不要な警戒心をあおる必要はないものの、インドは「治安が良い」とするのは難しいことを本稿は示す。また本稿では、有罪判決率の低さも確認している。その低さの一因に、

¹⁷ 本法の原語名称は The Employment of Manual Scavengers and Construction of Dry Latrines (Prohibition) Act, 1923.

本来犯罪とはならないであろうものまで、少なくとも容疑にせしめてしまうような状況があることは本稿でみたとおりだが、検挙率、そして有罪判決率の向上が治安改善には不可欠である。インドの治安状況の検討には、本稿では触れていない捜査等にかかる警察能力についても考察する必要がある。今後の課題である。

参考文献

<日本語文献>

- 岡山誠子 [2017] 「インド・グジャラート州における反ムスリム「暴動」をめぐって—「暴動」生産の政治と市民社会」『アジア研究』第 63 巻第 1 号、pp. 27-45
- 木村真希子 [2008] 「「暴動」をいかにとらえるか—南アジアにおける集合的暴力論の理論的展開」『PRIME』第 27 号、pp. 109-120.
- 近田亮平 [2017] 「新興途上国地域の治安問題とブラジルの新たな治安対策—サンパウロ都市周辺部の KOBAN」、『新興途上国地域の治安問題に関する基礎理論研究会』調査研究報告書、アジア経済研究所.
- 近藤則夫 [2009] 「インドにおけるヒンドゥー・ナショナリズムの展開」近藤則夫編『インド民主主義体制のゆくえ—挑戦と変容』研究双書 580 アジア経済研究所.
- 近藤則夫 [2015] 『現代インド政治—多様性の中の民主主義』名古屋大学出版会.
- 坂口安紀 [2017] 「ベネズエラの治安問題—経済社会的要因から政治社会的要因への注目」、『新興途上国地域の治安問題に関する基礎理論研究会』調査研究報告書、アジア経済研究所.
- 佐藤千鶴子 [2017] 「南アフリカにおける治安対策—非国家主体に注目して」、『新興途上国地域の治安問題に関する基礎理論研究会』調査研究報告書、アジア経済研究所.
- 油井春香 [2012] 「現代インドにおける暴動とその要望の実証分析—マハーラーシュトラ州のモハッター・コミッティによる予防活動の事例」『南アジア研究』24、pp. 33-55.

<外国語文献>

- Deshpande, Ashwani [2011] *The Grammar of Caste: Economic Discrimination in Contemporary India*, New Delhi: Oxford University Press.
- Government of India [2015] *Crime in India 2014: Compendium*, National Crime Records Bureau, Ministry of Home Affairs.
- Government of India [2016a] *Crime in India 2015: Compendium*, National Crime Records Bureau, Ministry of Home Affairs.
- Government of India [2016b] *Crime in India 2015: Statistics*, National Crime Records Bureau, Ministry of Home Affairs.
- Thorat, Sukhadeo and Katherine S. Neuman eds. [2010] *Blocked by Caste: Economic Discrimination in Modern India*, New Delhi: Oxford University Press.

<インド日刊紙>

The Hindu (<http://www.thehindu.com/>)